

○議長 横尾 武志君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。7番、公明党の松岡泉です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1件目は交通安全対策の推進でございます。5月8日、ことしですけれども、滋賀県大津市で園児の列に車が突っ込んで、痛ましい事故が発生しました。テレビでも報道されて、皆さんも御存じのことかと思えます。残念ながら数名の園児が亡くなり、また13名の子がけがをしたということで、大惨事となりました。町内の交通環境を考えてみますと、同じようなですね、事故が発生してもおかしくない状況があるということで、危惧しているところでございます。安全で快適な生活を実現するため、町としては交通安全の確保に関する基本理念を明確にすべきと考え、本件に関して条例の制定を求めまして、一般質問をさせていただきます。

初め、要旨の1でございますけれども、交通安全対策の推進についての町の責務はどうなっているのかと、法的にどういうように規定されているのかということで、まず質問させていただきます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

町の責務につきましては、交通安全対策基本法第4条において、「地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、御答弁がありましたように、交通安全対策基本法の第4条に町の責務として——地方自治体の責務として、今、規定されているというように答弁がございました。1つは、国の施策に準じて町の施策を講ずる。2つ目は、当該区域の実情に応じた施策を策定する。3つ目にこれを実施する責務があるというふうなうたっております。

それで要旨の2に移りますけれども、それではですね、これに基づいた——法に基づいて、町の取り組み状況、まあ対策ですね。安全を確保するための対策と課題はどういったものがある

令和元年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

のかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

交通安全の取り組みについては、交通安全推進と安全対策となりますが、芦屋町での交通安全推進については、芦屋町交通安全推進協議会設置条例に基づき協議会を設置しており、その協議会において、交通安全運動などの活動内容の検討を行っております。また、安全対策については、自治区長など住民の皆様からの交通安全に関する要望・相談に対し、警察や道路管理者への対応依頼を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、町の交通安全対策の推進については、推進協議会で検討を重ね、対策を講じているという御回答でありました。そういうことでもありますので、町の安全対策はこの交通安全推進協議会が主体的に行っているということだと思えますけども。

それではですね、これ、条例が定められておりまして、所掌等が規定されておりますけれども、この条例制定の趣旨と所掌事務について伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

交通安全推進協議会設置条例については、交通安全の推進に関して、関係行政機関及び団体と連絡協調し、適切な措置を図ることを目的として制定されております。所掌事務については、交通安全思想の高揚や交通安全の教育・運動の推進、交通安全運動の推進、関係機関及び団体に対する交通安全対策の推進などとなっています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

所掌事務等御説明いただきましたけども、この協議会でありますけども、開催頻度、それからですね、実際に行われております協議の内容はどのようになっていますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

年に2回開催しております。会議内容については、警察からの事故の現状報告と交通安全運動の内容の協議を行っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、この協議会でありますけども、年に2回というようなことでありますが、まあ議事録を見ますとですね、警察からの交通安全運動の推進計画の説明、それから周辺ですね、事故発生状況等の説明が行われております。一部、問題が発生した場合の対応についても話し合われているなという形跡もございますけども、まあ議事録を見る限りはですね、一方的に説明が行われて、それに追従して町の対策、運動について協議が図られているような感じを受けます。そういった中でありますけれどもですね、それではですね、町として、区長等は交通安全に関して懸案となる事項と相談事項を挙げているかと思うんですけれども、そういったですね、区長等からの交通安全に関する課題についての相談等の検討は、この協議会で行われているのかをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

実際に議題として協議したことはありませんが、委員から以前要望を上げていただいたのはどうなったのかという質問はございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

本来であればですね、対策を、安全の確保をするという観点からしたらですね、そういった交通安全に関する対策協議もですね、どこかでやらなくてはいけない事態が発生するかというふうに考えるわけですが。協議会では、まあ一部はされているという状況にあるということでありましてけれども、全てを網羅はしていないということじゃないかと思えます。この交通安全対策基本法の第16条にはですね、都道府県は交通安全対策会議を設置する義務が規定されております。そしてまた25条にはですね、交通安全計画を作成し、陸上交通の安全に関する施策を推進しな

令和元年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

ければならないと規定づけております。県としてはですね、そういうことで、この交通安全については本法に基づいて義務が設定されて、明確にですね、義務づけがされているということになるかと思えます。今、町のこの交通安全の確保については、この推進協議会が担って中心になっているということではありますが、じゃあ町としてはですね、この基本法第4条に規定、先ほど答弁がありました内容ですね。安全計画の策定、それを実施するということまでうたわれておりますが、この交通安全推進協議会の事務によってですね、この芦屋町の対策が全て用をなしているのか、そのあたりについてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

基本法第4条に規定する地方公共団体の責務については、交通安全推進協議会の所掌事務と地域振興交通係の事務にて責務を果たしているものと思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、所管部署のほうではですね、当然それは、町としては責任を果たしているよということかと思うんですけども。えっとですね、町の責務を果たしているということなんですけれどもですね、基本法の第18条第1項にはですね、市町村交通安全対策会議を設置することができるという規定がございます。確認したところですね、我が町にもですね、実は推進協議会の設置条例は今、明確に中心に実際に行われているということなんですけども。町はですね、昭和46年、まあこの基本法は45年の制定なんですけど、46年にですね、10月この法に基づいて芦屋町交通安全対策会議条例を制定しております。それではですね、この条例の制定の目的は何であったのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

この会議については、基本法において、「交通安全計画を作成し及びその実施を推進させるため制定する。」と規定されています。しかし、この会議につきましては、ここ何年も開催されておらず、計画もされていないのが現状です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

条例を制定されているんですけれども、計画は策定されていないというようなことでありました。このですね、46年の条例ですけども、第2条に所掌事務が書いてあります。1つはですね、芦屋町の交通安全計画を作成し及びその実施を推進すること。2つ目は前項にかかわるもののほか、芦屋町の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し及びその施策の実施を推進することとあります。町としてはですね、当時46年、45年基本法が定められて46年にはですね、この基本法の趣旨にのっとり町の責務を果たすためにですね、本条例を制定したんじゃないかと私は考えます。そういうことでですね、基本的には交通安全推進協議会で全てをなしているというふうに先ほど答弁がございましたけども、そういうことで考えるならばですね、この推進協議会というものは、町の策定した実施計画、交通安全実施計画ですけども、この状況について当然ですね、審議が図られるべきではないかと考えるわけですけども、その点いかがですか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

本来、交通安全に関する計画などは交通安全対策会議で行われるべきですが、現在、会議自体が存在していないため、計画が必要との判断となれば、交通安全協議会で審議されることが最も適切と考えられます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、そういった計画に基づいてですね、審議を図られるべきであるということでもありますけれども、実際、今の推進協議会では、そういった計画はございませんので、審議がされていないというのが実態ではないかと考えるわけです。そういうことでですね、交通安全計画はないということは、条例が遵守できていなかったということになりますけれども、その要因はいかなるものですか。要因はどういったところにあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

令和元年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

この会議自体が何年も開催されていないため、何が原因で会議が開催されていないのかわからない状況です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

全くわからないというような状況で、町の交通安全の確保が補填できるかとなると、非常に疑問を生ずるわけですけども。県としてはですね、そういうことで、この安全計画が策定された場合には、県への報告を義務づけております。それでは今までこの安全計画はなかったということですけども、県とのそのあたりの計画に基づいての調整等はどのように行われていたのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

交通安全対策基本法では、計画を策定した場合には県に報告しなければならないとなっているため、芦屋町の計画が提出されたことがあるか問い合わせてみましたが、わからないとの返答がありました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まあ、そういったうちの体制が——交通安全にかかわる体制がですね、こういった状況にあるわけですけども。そういった状況にあってもですね、先ほどの答弁にもありましたように、推進協議会の中で問題点もある程度審議をされ、運動、啓発も実施されているという状況ではないかと考えますので、責任はそのあたりでやっておられると考えるわけですけども。しかしながらですね、町ではですね、私がお伺いしたところでは、結構大きな問題も発生しております。1つはですね、平成の28年ですけども、夏です。私も栗屋区なので、夏の子供のラジオ体操、ここにもちょっと出席させていただいたことがあります。これ、私がちょっと出ていないときの話であるんですけど、ラジオ体操が終わって帰るときにですね、栗屋区のほうは点滅信号になっていて、押しボタンで横断歩道を渡るとき、青になったら渡るよという話ですけど。その青になって渡るときに、子供たちが渡るときに車が突っ込んで事故になったと。そういったことがございました。今、栗屋区の方では、区長以下ですね、いろいろな町との調整も図っておりますけれ

令和元年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

ども動いている状況で、今後どうしようかというお話もございます。実際、今でも見守り隊で立っている方からのお話を聞きますと、青色になっても横断歩道を渡ろうかなと思ったら、車がどンドン走っていくというは何回も起こっているように聞いております。

それから2つ目ですけれども。これは障害者の、いや、高齢者の方の御意見なんですが。町には音声付きの信号があることを御存じでしょうか。何か所あるか皆さん御存じでしょうか。まあ、そういったことで障害者の方もその音声、高齢者の方も頭を上げないで渡るような形で、ピーポー、ピーポーとなる横断方向によってちょっと音声が変わるといようなことなんですが。そういったですね、運用に関して今のところいろいろ御要望がありまして、24時間運用はできないかというような問い合わせもありまして、要望があるんですけど。この要望等の内容は具体的にどのように町としては伺っているのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今、言われた内容ですが、まず1点目の栗屋公民館前の横断歩道を青で歩行していた小学生の列に軽自動車が入り込む案件ですが、その後、児童の保護者や栗屋区長から、栗屋公民館前の国道495号線の点滅信号機を半感应式信号に変更してほしいとの要望を受け、折尾警察署と協議を行いました。「十分な道幅で道路が交差していること」、「なおかつ、それぞれの交差した道路の交通量が多いこと」などの理由から設置できないとのことでした。しかし、以前から栗屋公民館前の横断歩道は歩行者と車による衝突事故が発生しているため、道路管理者である県土整備事務所へカラー舗装などの注意喚起を促す表示を要望し、車道に「この先信号機あり」の表示と赤色のカラー舗装をし、視環境の改善が行われました。

2点目の音声付き信号機の運用については、信号機の設置や管理については、芦屋町を管轄する折尾警察署が窓口となります。芦屋町にある音声付き信号機は2基あります。場所は正門町交差点と高浜S L公園前の横断歩道です。音声が出る時間帯は、正門町交差点が7時から20時まで、高浜S L公園前の横断歩道が7時から19時までとなっています。正門町交差点については、視覚障害者の方から24時間音が流れるよう要望があり、福祉課より折尾警察署に連絡し、従前7時から19時となっていたものが、1時間最近延長されています。音の流す時間は利用状況と地域環境によって決められているようです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、今、課題というよりは、今、それぞれ地域または障害者の方、高齢者の方、そういうちょっと困っておられる状況を挙げさせていただいたんですけど。今、例としてはこれだけを申し上げましたけど、それ以外にもですね、たくさんの交通安全にかかわる課題については、多々あるのではないかというふうに思います。そういったことで町の対応なんですけど、今あの、先ほど法的なものについて述べさせていただきましたけれども、こういった自治区、住民の皆さんのお声をですね、具現化また改善を図る。そうしたときに町の対応はいかなものかと。やはりこの交通安全の責務というのを先ほど確認しましたけれども、町長としてですね、町の執行部側として、やはり交通安全の責務をしっかりと負っているわけでありますので、町としてはですね、基本的な姿勢としてはですね、しっかりとですね、主体性を持って取り組むべきであると思うんですが。今、町の状況はそうなっているのかと。先ほどの条例の法的根拠にもそういったものは全くございません。基本法の中については、そういった確保するために、そういった関係機関に要請をすることができる。第27条だったと思うんですけども、そういった文言がありますけど、ちょっとですね、町としてのスタンスとしては、どうなのかなと。もう少し責務を達成する、遂行するためにですね、もうちょっとしっかりとした慣例のもとにですね、条例等を制定すべきではないかなと考えるわけですね。

それで要旨の3に移りますけども、私がお願いしたいのは、そういうことでまあ法的根拠となる条例の制定を考えてはどうですかということで、今回一般質問をさせてもらっているわけですが。まあ私はですね、交通安全を確保するために、交通安全推進のための体制づくり、それから活動のための基本方針となる、そういったものをですね、法的根拠として条例を設けたほうがいいと、定めるべきと考えております。全国的に見たらどうかということになるわけですが、これは全国的な町の、その基本条例の制定状況は把握されていますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

基本条例、載っているのがですね、交通安全対策の推進に関する条例が基本の中身がよく入れられているようでした。全国で17市町村、福岡県では3市町が制定しています。内容につきましては、基本理念や責務、また、交通事故の防止に関する施策の基本を定めたものとなっています。特に共通点としては、条文に「関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。」と明文化しているものが多くありました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁で、課長のほうから答弁がございました。1つ、ちょっと訂正をお願いしたいんですけど。えっとですね、先ほどもお話ししましたように、基本法の27条については、道路交通の環境改善のために町としては——その地方団体、自治体の長は、関係機関に要望することができるとなっているんですけど。えっとですね、私はですね、先ほども申しましたように、町はできるじゃないで「やります」と。それはなぜ言えないかなと思うんですよね。やはり交通安全を確保する、町の住民の命を守る、財産を守る。そういった観点からすれば、私はやはりですね、町としてはそういった関係機関には、堂々とアピールするんだと、言うんだという姿勢をやっぱり示していく必要があるとそういうふうと思うんです。ぜひともそういうことで、できる、そういった要請が「できる」じゃなくて「やります」ということで対応していただければと思います。ただしですね、今さっき答弁にもございましたように、全国的にはですね、この基本条例を制定しているところが少ない。17ですか、全国で17市町村ですから。福岡県に至っては3市町ということで、非常に少ないわけですが、この理由はどのように捉えておられますか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

考えられる理由としましては、交通安全対策基本法に地方公共団体や住民の責務、また、交通の安全に関する基本的施策などがうたわれているため、改めてこの条例を制定する必要はないため、一部の市町村しか制定していないものと思われま。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、麗澤大学の牧瀬稔さんという方がおられますけれども、その方の論文のちょっと引用になりますけど。その方が言われているこの理由なんです。まあ自治体のほうはですね、法定計画を策定しているから、交通安全基本条例は必要ない。要するに基本法に基づいてですね、安全計画が策定されているのでいらないと。またですね、この基本法があるので、自治体で改めてですね、そういった条例は要らないんじゃないかという御意見。それからもう一つはこれ根本的なものじゃないかと思うんですが。警察行政の範疇に入りたくはないと。警察がこれ当然行政として行っているんで総合不干涉のようなものがあって、町としてですね、警察が対応すべきものについては、そこには立ち入らないと。そういったものがあるんじゃないかという御指摘で、

主な条例を制定しない理由は3点なんですけど。私はやっぱり先ほどから申していますように、これについてはですね、いまだ町としては推進協議会で合同会議に基づく安全計画の策定はされていない。その実施に関しては協議もされていない。そういった状況で実務としてはやっているかもしれませんが、やはりそこには、やはり町のそのスタンスを大きく内外に示す、そういった環境にはないわけですよ。今、いろいろな交通関係に、事故が今、ニュース等で流れているのも皆さん御存じだと思うんですけど、たくさんあります。高齢者は、——後からちょっと萩原議員も何か一般質問されるようですけども、高齢者の事故が起こっているとかですね。だから町によっては、そういった条例を制定して、組み込んで制定しているところがあるわけですよ。まあ私はですね、そういうことで、この交通安全の推進に当たっての行動の準拠を明確にすべきだろうと。それからこれが重要なことだと思うんですけども、この基本法の27条の規定にある公共団体の長の要請等の権限がありますので、それを内外に示す意味でやるということをしつかりと訴えろと。そしてまたですね、この法令がありますけれども、時代の変遷とともにいろいろな交通環境状況が変わってまいりますので、それぞれに組み込んで、その交通安全対策を町としてどのようにやっていこうかといったことを網羅していただいて、その法的な根拠のもとにですね、推進協議会等が設けられ、会議が開催される。そういった体制づくりが必要じゃないかなと考えるわけです。で、最後にですね、この基本条例の制定をすべきではないかと思いますが、町の見解はいかがですか。最初にお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

町の見解ということでございますが、るる、最初からいろいろな形で質疑をいただいているわけでございますが。えっとですね、一言で申し上げますと、例えば道路にも国道、県道、町道あります。いろいろな安全安心対策というのは、町は全ての——全課においてやって、取り組んでおるわけでございます。では、勝手に町がですね、いろいろな要望はたくさん上がります。各区長さんを通じて、各団体を通じて、個人からと言って。それを一つ一つですね、警察に相談せず、道路管理者に相談せず、そういうことはできるかということ。それはもう明らかである。それぞれの、結局、所管があるわけでありまして。そういうことでですね、松岡議員の言われておられることはもうよくわかるわけでございますが、やはりそれぞれの、やはり所管、所管のルールがありますので、それは縦ではなく横で、結局よく連絡を密にして、対策を講じるということで芦屋町交通安全推進協議会があつてですね、あります。その協議会にはもちろん議会、区長会、教育委員会、学校関係、いろいろあるわけでございます。その中にも商工会、北九州交通局、まあ北九州の県土整備事務所も入っています。それから折尾警察署は、もちろん、そして芦屋町の

令和元年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

交通安全協会ですね。こういう組織の中でですね、そういう今まさに松岡議員が語るお話されたようなことは、常に警察情報、道路情報というのを把握して取り組んでおるわけでございます。もう一つ条例をつくったらどうかということですが、結局じゃあ、なぜさつき課長が申しあげましたように、全国で17、福岡県で3しかない。本当にこれが必要ということが各自治体で認識してあればですね、おそらく80%以上はこの条例をつくると思います。だから、同じようなことをやってるんで、これはもう1つでいいではないかという形で今日まで進んでおると思っております。今後とも芦屋町の交通安全推進協議会、各団体網羅されていますので、そこで十分芦屋町の交通対策につきましては、協議してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

私はその条例を制定したから、それが皆さんの声ですね、全て反映されるとは考えておりませんが、町のスタンスとして、そういった根本的な条例があると、内外ともにしっかりと町の基本姿勢が見れるんじゃないかと。今、基本条例というか、合同会議のやつは条例は遵守されていませんので、それを含めてですね、今後の安全対策は、また町の方で協議、審議していただきまして、皆様の命を守る、こういった重要な対策を推進していただければと思います。

それで2件目の公共施設の整備と利活用についてお伺いいたします。5次計画ではですね、この公共施設等の中の主要なものとして、道路整備等があると思うんですけども、この道路整備についてはランクづけが重要度、満足度ともにいいですよ。意識調査の結果ですけども、そういった計画策定での結果を踏まえての現状維持領域として、ランクづけされているわけですけども。今回、いろいろな町民の皆さんとお話をする中ではですね、やっぱり生活道路を見てですね、「自分の家の前の道路が非常にガタガタです。」とかいって結構、御要望が多いわけですね。そういう面からすると、意識調査とこれは幹線道路の話かもしれませんが、住民の皆さんは生活道路については、ある程度ちょっと要望が出されていると、そういったことでお伺いしているわけですけど。この道路整備について、まあそういったランクづけがされているので整備計画はどうなっているんだろうかということでお伺いしますが。まず29年、30年、そしてことしの道路整備の計画並びに今までのこの道路整備に当たっての予算額がどのように変動しているか、お答え願います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

令和元年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

お答えいたします。

道路の整備につきましては、平成29年度、栗屋・糠塚線など2路線の整備を行い、事業費の決算額は、3,086万余です。平成30年度につきましては、白浜町9号線など3路線の整備を行い、事業費の決算額は、2,214万余となっております。令和元年度の整備計画につきましては、山鹿16号線など4路線を予定しており、事業費の予算額は、669万円となります。

次に予算額の傾向でございますが、平成29年度及び平成30年度は、主要幹線である1級及び2級路線の整備を行っております。このことで、施工延長や施工面積の数量が多いことから先ほど御説明した事業費となっております。また、今年度につきましては、生活道路を中心とする整備となることから、前年比で事業費の減少となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まあ、主要幹線道路、優先道路そういったところをやったので、まあ工事面積において単年度の予算額が変動していると、まあ理解できました。しかしながらですね、この5次計画に基づいて整備を図られている。昨日も町長がですね、今年度の施策、主な施策ということで道路、それから道路の照明についてお話がありました。そういったことで、これが計画的に行われているのかなと思うわけですけども。この単年度の工事計画をやる計画、大もとの計画はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えします。

平成26年度に主要幹線である1級及び2級町道の30路線、延長は約19キロ、また、平成28年度に生活道路などその他の町道344路線、延長は、約54キロの道路路面調査を行いました。その調査結果に基づいて、ひび割れ率、わだち掘れ量及び平坦性の路面性状値によって定量的に評価したMC Iという舗装の維持管理指数でランクづけされた路線から順次整備を進めております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっとですね、今年度も今後の計画の策定のためにですね、調査が順次行われているというのを私も聞いております。ただ、町民の皆さんからしたらですね、そのあたりが、私はある程度わかるわけですが。町民の皆さんはですね、自分の家の前の生活道路を見たときに、これは困ったねって言うておられるわけですね。町のほうは、まあこのランクづけを私はどうかなと思うので、そのあたりの認識のずれが若干あるかなと思うわけですが。まあ、計画的に工事が進められていると、そういったことでありますけれど、私は町民の皆さんの立場からすると、いち早くですね、自分の生活道路を整備していただきたいとの御要望ですので、その予算額が適切に見積もられて計上されているというような状況かと思うんですが。もう少しそのあたりも含めて、皆さんの声をしっかりと聞いていくことが重要かなと思うわけです。それとですね、この計画なんですが、町は着々と自分の計画に基づいて、皆さんに快適な暮らしを提供するために工事やっておられると思うんですけど。これはやっぱり町民の皆さんにですね、お宅の前の道路はいつごろやるよというような計画もちょっと説明していただければ、町民の皆さんにとってはですね、理解しやすくなるんじゃないかと思うんですけど。この周知徹底は行われておられるかどうかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

先ほど説明いたしました道路路面点検調査結果を基礎資料とした舗装の個別施設計画策定業務委託を本年度委託しておりますが、その結果に基づき、来年度以降の具体的な計画を策定いたします。また、公表の内容につきましては、その結果を精査し、決定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

えっと今、あの個別の状況について委託調査されると。それについてはもう住民の皆さんには周知されているということによろしいですね。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

具体的に、例えばホームページであるとかでは、委託名を公表しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ホームページだけだと若い人しかつながらないと思うので、これはですね、芦屋広報等とも踏まえながらですね、皆さんにしっかりとお伝えして、不安を解消するというところに心がけてもらいたいと思います。自治区ともですね、そういうことで、当然、区長さん、区長会等でも話があると思うので、そういった場でもですね、お伝えしていただきまして、区長さんから「お宅の道は——生活道路はだんだんよくなるよ。いつごろになるよ。」とそういった心づくしのですね、ことを町民の皆さんにお伝える責務が町にはあるんじゃないでしょうか。

それでは、次は街灯なのですが、道路等に街灯で、街灯も今回先ほどもお話ししましたように、1つ改修するよと町長は言われましたが。病院、新しい病院のですね、薬局から上がる側の道路は結構明るいんですけど、反対ですね、今度病院を出て右側に行って帰ろうと思ったら、真っ暗闇で非常に暗いと。そういった御要望がございました。それから防犯街灯、またこれは所管が違うわけですけど、白浜町、私が回っているいろいろ動いてる中で正門町、白浜町、幸町、まあ粟屋でも結構あるんですけど、防犯街灯を見ると、今までついているところが一部改善していただいたこともあるんですけど、改善要望をよくお聞きします。こういった街灯整備に関しても道路と同じような整備計画はございますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それでは道路照明灯について、都市整備課よりお答えいたします。

平成25年度に、道路照明灯点検調査委託を行いました。その結果、支柱や灯具など損傷が認められた照明灯については、平成26年度から順次、修繕を行っております。

御指摘をいただいた病院外周道路の道路照明灯について御説明いたします。平成29年度に完了した新病院外周道路の整備工事において、国が定めた道路照明施設設置基準に従い、設置をしております。今後は、周辺の道路事情や通行量に変化が見られた場合、検討課題と考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

防犯街灯については、環境住宅課で答弁させていただきます。

防犯街灯の設置数は、現在1,108基あります。そのうちLEDが1,097基、蛍光ランプが11基です。この11基についても今年度中にLED化工事を行う予定です。なお、平成28年度から3年間かけて特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てさせていただき、全町LED化工事を行ったものです。これ以降の新設の設置については、設置基準に基づき行っていきます。設置できる場所は、不特定多数の歩行者が通行する生活のため利用している道路。設置間隔は、既設の防犯街灯等からおおむね50メートル以上となっています。基本的に新設等の要望については、区長さんが隣接する住民と協議を行い、合意の上、地域要望書を提出することになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

基準があるということでありますので、区長さんからの御要望等を踏まえながら相談して、できればですね、住民の皆さんの御要望に応えていただきたいと思います。

次にいきますけど、次は歩道ですけど。歩道についてもですね、正門町のメイン道路、特に自衛隊からシティ銀行のほうに出て行くところだと思うんですけど、「歩道がですね、でこぼこで、もう雨が降ったら水浸しで全然通行できない。」と、こういった御要望ですね。そういった御要望もありました。それと障害者の方からですね、点字ブロック、これがですね、まあ国道だったら、県道とか、そういったことで歩道に関しては、それぞれ県土木が管理しているということで、一部、点字ブロックが整備されている。で、途中はない。で、また町道はないとかそういう状況にあって、起伏があったりとの話もあって、非常に、逆に言うと、「点字ブロックを歩いている途中でなくなるというのは一番怖い。」というようなお話をいただきました。そういうことでですね。町としては、この点字ブロックの整備についてはどのように、今後の整備方針というのがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それではお答えします。

まず御指摘いただいています正門町の歩道につきましては、状況を確認させていただき、今お伺いしますと、県管理の道路であるということから、必要に応じて対応をさせていただきます。整備の方針につきましては、芦屋町障害者計画にあります道路等のバリアフリー化の推進に基づ

令和元年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

き整備を進めてまいります。町の基準でございますが、福岡県福祉のまちづくり条例施行規則に沿って整備を進めていきます。その条例規則の中にある公共交通機関の旅客施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設することとなっております。具体的には、平成28年度に中央病院交差点改良工事において、交差点部と病院敷地内のエレベーターへと誘導する点字ブロックを設置しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁ございましたけれど、よくわからないと思うんですが。町としては、役場に行く道ですけど、ここは点字ブロックは整備されるんですか、今の説明で。県の福祉まちづくり条例に基づいていったら。どうですか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

現在、役場前国道495号でございますが、県の事業として段差解消事業が既に始まっております。県に確認したところによると、歩道の拡幅、さらには自歩道の完全分離、段差解消、さらに点字ブロックを設置する旨を確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、県のほうでやっていただける事業は逐次そういうバリアフリー化ということで、逐次整備されると思うんですけども、町についてもですね、整備する際は、当然こういった福祉に関する事項ですので、所管である福祉課、それから整備・施工を担当する都市整備課という形になると思うんで、行政管内でもですね、綿密な調整をしていただいて、そういった皆さんの、障害者の方にも高齢者の方にも役立つ道路整備を努めていただきたいと思います。まだたくさん多くのことを聞きたかったんですが、時間がありませんので次に移りますが。

公共施設としたら、公共衛生施設としてトイレがございます。これはですね、和式が結構まだ残っているんじゃないかなと思うんですけど。高齢者の方からですね、「今は和式で用を足そうと思ったら立てなくなった。」というような話があります。困ったなあということで、その反面

ですね、逆に和式を探している来訪者の方もおられる。非常にちょっとどうかな、そのあたりも私も和式はいいなあと思ったりするときもあるし、皆様もいや洋式がいい、和式がいいという話があるんですが。まあ基本的には今後ともですね、そういう意味からすると、洋式化を図るべきじゃないかなと思うんですが。それですね、これちょっと調整させていただいているんですけど、代表してですね、環境住宅課、産業観光課、生涯学習課の3つの部署、所管内のですね、トイレの状況についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課が所管しております町内の公園などのトイレの状況をお答えいたします。

まず、男女別及び多目的トイレが設置されている公園は、中央公園、高浜ポケットパーク、江川河畔公園、芦屋港湾緑地の4カ所です。あとは、自治区内にある小さな公園に男女兼用のトイレが9カ所設置されております。清掃は業者委託で行っています。清掃回数は週1回が基本ですが、夏場の7月と8月については、利用状況の多い箇所は、週2回のところや週3回清掃を行っているところもあります。公衆トイレ13カ所のうち洋式便器がある箇所は5カ所です。和式・洋式の内訳については、和式が15で、洋式が8となっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

産業観光課が所管しております海浜公園などのトイレの状況につきまして、維持管理区分に分けてお答えいたします。

まず、海浜公園には2カ所のトイレを設置しており、維持管理については指定管理者である芦屋町観光協会が、平日であれば1日に2回、土日であれば1日3回程度行っております。和式・洋式の内訳については、和式が8つ、洋式が3つとなっており、これとは別に洋式の多目的トイレをそれぞれ1つずつ設置しております。

次に、国民宿舎わきの魚見公園に1カ所トイレを設置しており、維持管理については、指定管理者であるグリーンハウスが週2回清掃を行っております。和式・洋式の内訳については、和式が2つ、洋式が1つ、これとは別に洋式の多目的トイレを1つ設置しております。

最後に、城山公園や夕日が見える公園など観光施設周辺5カ所にトイレを設置しており、維持管理については、委託事業者が週1回、7月、8月の夏季の期間につきましては週3回清掃を行っております。和式・洋式の内訳については、和式が9つ、洋式がゼロ、5カ所のトイレのうち

令和元年第2回定例会（松岡泉議員一般質問）

3カ所は洋式の多目的トイレを設置しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは続きまして、生涯学習課が所管しております屋外トイレの状況についてお答えいたします。

まず、芦屋釜の里駐車場に1カ所設置しており、維持管理は釜の里清掃員が開園中は毎日、清掃を行っております。洋式・和式の内訳は、洋式はゼロ・手すり付きの和式が2個で、多目的トイレはございません。

次に、総合運動公園中央グラウンドに1カ所設置しており、維持管理は委託業者が週1回清掃を行っております。洋式・和式の内訳は、洋式が4個、和式が2個、これとは別に洋式の多目的トイレが1カ所あります。

次に、総合運動公園みどりの広場に1カ所設置しており、維持管理は体育館職員が巡回時に確認し、月1回程度清掃を行っております。全て洋式で3個、多目的トイレはございません。

次に、祇園崎運動広場に1カ所設置しており、維持管理は委託事業者が週1回清掃を行っております。洋式・和式の内訳は、洋式が1個、手すり付き和式が1個で、多目的トイレはありません。

最後に、大君グラウンドに1カ所設置しており、維持管理は年間利用団体に清掃を行っていただいております。洋式・和式の内訳は、洋式はゼロ、和式が1個で、多目的トイレはありません。

なお、現在芦屋中央病院横に整備中の多目的グラウンドにも屋外トイレを設置予定で、洋式が1個、洋式の多目的トイレを1個整備する予定です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。代表してですね、所管部署3つ答えていただきました。やはり回っておりますと、催して、使おうと思ったときにドアが開かない。鍵が閉まらない。手を挟んだとかですね。立ち上がろうと思ったら、立ち上がれないでどうしようかと悩んで何時間か座っておった。足がしびれるのをとれるまで待った。そういった状況にありますので、1つは、整備、維持管理は当然ですね、こういった管理をしっかりやっていただくという、今しっかりやっているといると思うんですけども、そういった壊れていることも実際に起こっております。そういうことで、和式についてはですね、高齢者の方が使われたり来訪者の方でお困りに

ならないように、やっぱり手すり等があれば、今後高齢化が進む芦屋町にとって、高齢者の方に優しい町であるということが言えるんじゃないかと思いますので、そういった推進を図っていただきたいと思います。

3、4項目設けておりましたが、時間がありませんので私のほうでお話させていただきますけど、この趣旨はですね、緊急備品等の機能保持。中央病院に災害対応の資機材等を準備していただきました。私も災害対応を重視しておりますので、よかったなと思うんですけど。実はそれが使えなければ役に立たない。実際、今のところその点検等がやられているか、多分されていないんじゃないか。じゃあ使えるように何回か、日ごろ使ってみないとわからない。それは宝の持ち腐れ。それは廃棄するべきだと思います。

それからAEDですね、設置している公共施設も多いかと。皆さん使ったことがあるかと。多分教育を受けている人が数少ないんじゃないか。せっかくあるのに使えない。それから緊急発電機、これもそうです。電気が停電して、長時間使えない場合に発電を使おうという計画をしながら、発電の燃料があるのか。回してみたことがあるのかな。そういったことも踏まえながら、準備は万端に、何が起こっても芦屋町は機能する、継続して運用できるシステム、こういったものが重要かと。それから56秒か。河川敷ですけど、夜運用してもらっていますが、これの延長はできないかと御要望がありましたので、これはまた改めて本石課長のところをお願いに行きたいと思います。

そういうことで町の皆さんが快適に暮らせるようなですね、日常の維持管理が重要かと思しますので、公共施設については皆さん、所掌で大変なところではありますが、皆さんの、町民の皆さんのためにしっかりやっていただきたいと思います。町民の小さな声にもですね、耳を傾けていたただける芦屋町であっていただきたいと思います。

以上をもちまして、松岡泉の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。